

申告相談が始まります

2月7日(水)から3月15日(木)まで

市県民税・国民健康保険税・介護保険料の申告相談は、2月7日(水)から3月15日(木)まで、昨年と同様に旧町域、行政区ごとに実施します。日程は、各世帯に配布される「申告相談について(案内)」で確認してください。

申告が必要な人

平成19年1月1日現在、市内に住所を置き、次に該当する人です。

- ①平成18年中に所得のあった人(公的年金を受給している人を含む)。また、給与所得者については、次に該当する人です。
- ▼勤務先から給与支払報告書が提出されていない人
- ▼勤務先で年末調整されなかった人
- ▼給与所得のほかに農業所得などの各種事業所得、不動産所得、配当所得、雑所得などがあつた人

申告相談時に必要なもの

申告に必要なもの	農業申告に必要なもの
<ul style="list-style-type: none"> ○申告者名義の金融機関口座番号と口座届出印 ○事業所得者(営業、農業など)は、関係帳簿・経費の領収書など ○給与所得者と公的年金受給者は、源泉徴収票 ○医療費控除を受ける人は、支払った医療費の領収書、保険などで補てんされた金額の明細書 ○社会保険料控除(国保税、国民年金など)を受けるときは、領収証書 ○生命保険料控除、損害保険料控除を受けるときは、支払保険料の証明書 ○住宅借入金等特別控除を受けるときは、登記簿謄本・住民票の写し・売買契約書(工事請負契約書)・住宅購入等借入金の年末残高証明書・源泉徴収票 ○その他、収入や経費が分かる書類 	<ul style="list-style-type: none"> ○農協との取引明細書(売り上げと経費が分かる書類) ○収支を記載した関係帳簿、領収書など ○各種農業関係補助金などの証明書 ○農協以外に販売しているときは、売り上げが分かる書類 ○自家消費の農産物(米、野菜)の数量 ○農作業を受託しているときは、収入が分かる書類 ○肉用牛を販売したときは、売却証明書と経費が分かる書類

②次のいずれかに該当する人は、申告書附表の提出だけ構いません。附表を提出することで、申告したことになります。

▼収入がまったくなかった

▼収入が国民年金のみ

(他市町村に居る家族の扶養になつているなど)

▼収入が障害年金・遺族年金・失業給付などの非課税所得のみ

申告書附表は申告相談の案内に添付しています。必要な項目を記入して、各申告会場または各総合支所地域生活課へ3月15日(木)までに提出してください。

総合受付の設置

待ち時間の短縮と円滑な申告ができるよう、各申告会場に「総合受付」を設置しています。総合受付では証明書や収支計算書など、申告に必要な書類が整っているかどうかを確認します。書類がそろい、集計が終わった人から申告相談の受け付けをします。事前に、自宅で書類の仕分けや集計を済ませてくることをお勧めします。

日曜日の申告相談

申告期間中、会場ごとに1回の日曜申告相談日を設けます。受付時間は、午前10時30分までとなります。日程は申告会場ごとに異なりますので、申告相談の案内にある日程表で確認してください。

問い合わせ

総務部税務課 市民税係
☎0220(22)2163

要介護者の障害者控除と医療費控除

障害者控除

◆障害者控除対象者認定書の発行について
要介護認定された人は、所得申告の障害者控除に該当しますが、控除を受けるためには「障害者控除対象者認定書」が必要です。

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳が交付されている人は、それらの手帳を所得申告の際に提示すれば、障害者控除または特別障害者控除の対象となりますので、今回の申請は不要です。ただし、障害者控除の対象者(障害等級が3~6級の人など)でも、要介護4・5の人は特別障害者控除の対象となりますので、申請をしてください。

本年度は、対象者に申請を案内する通知書を送っています。なお、要介護者であれば、通知書がなくても申請することができますので、手続きの上、認定書を受け取ってください。

【対象者】
平成18年12月31日現在(平成18年中に亡くなった場合は、亡くなった日現在)で、要介護1から5までの認定を受けている65歳以上の人

- ▶要介護1~3=障害者控除
- ▶要介護4・5=特別障害者控除

【手数料】 無料



医療費控除

◆おむつ使用証明書の発行について
寝たきり状態であること、および尿失禁の可能性がある要介護者のおむつ代は、医師が発行するおむつ使用証明書により医療費控除の対象になります。ただし、2年目以降は市で医療費控除の対象として認められる証明書を発行します。

【対象者】
おむつ代について医療費控除を受けるのが2年目以降の要介護者
※1年目は医師の証明書が必要です。証明書の様式は各総合支所の市民福祉課にあります。

【手数料】 1通 300円

手続き

【申請期間】
1月29日(月)~3月15日(木)の午前8時30分~午後4時30分(土・日曜日、祝日を除く)

【申請先】
▶各総合支所市民福祉課 市民福祉係
▶市民生活部介護保険課 介護保険推進係(南方庁舎2階)

【必要なもの】 対象者の介護保険被保険者証
【申請できる人】 対象者またはその親族

【問い合わせ】 市民生活部介護保険課 介護保険推進係 ☎0220(58)2117
各総合支所市民福祉課 市民福祉係

税務署で所得税・消費税の確定申告が始まります

◇所得税の確定申告書は自分で書いてお早めに!

平成18年分所得税の確定申告が始まります。期間間近になると、税務署は大変混雑します。確定申告書は自分で書いて、早めに提出してください。

【期間】 2月16日(金)~3月15日(木)

■確定申告書は、インターネットを利用してパソコンでも作成できます。便利な国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。

【URL】 <http://www.nta.go.jp/>

◇納税は期限内に!

納期限までに納税しない場合は、延滞税が加算されます。延滞税は、納期限の翌日から納付までの日数に応じて加算されますので、期限内に納付してください。

所得税の納税は、便利な「口座振替」をご利用ください。平成18年分確定納税額の振替日は4月20日(金)です。

◇国税についての相談は「電話相談センター」へ

県内の税務署または税務相談室に寄せられる、国税に関する質問や相談は、音声案内により「電話相談セン

ター」へつなぎます。

【相談時間】 月~金曜日の午前9時~午後5時
※祝日は除く

◇消費税および地方消費税(個人事業税)の確定申告と納税は正しくお早めに!

消費税の課税事業者該当する個人事業者は、4月2日(月)までに平成18年分の「消費税及び地方消費税の確定申告書」を税務署に提出し、その税額を納付しなければなりません。口座振替を利用している場合の振替日は4月26日(木)です。

■平成18年分の「課税事業者」は次の人です。
・平成16年分の課税売上高が1千万円を超える事業者
・平成16年分の課税売上高が1千万円以下で、平成17年12月末までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出している事業者

【問い合わせ】
佐沼税務署
☎0220(22)2501

